

J R加古川駅周辺における公共空間活用の推進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、J R加古川駅周辺（以下「駅周辺」という。）の都心としての賑わい創出を図る公民連携の取組として、まちづくりに関する活動を実施している団体（以下「民間団体等」という。）への更なる活動の場の提供と活動機運の向上を図るため、市が共催する駅周辺の公共空間の活用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運営者 駅周辺の公共空間を活用してイベント等を実施する主体者をいう。
- (2) 出店者 イベント等において飲食物を提供し、又は物販等を行う店舗を出店する者をいう。

(民間団体等)

第3条 共催により公共空間を活用できる民間団体等は、個人事業主若しくは法人又は複数の個人若しくは法人によって構成されるグループであって、かつ、次項の運営者及び第3項の出店者により構成されるものをいう。

2 運営者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 第5条に規定する対象事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にない者
- (3) 政治及び宗教上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としない者
- (4) 営利活動を目的としない者

3 出店者（運営者と同一である場合を除く。）は、前項第2号及び第3号のいずれにも該当しなければならない。

4 運営者は、出店者が第2項各号に該当するか確認しなければならない。

5 市長は、必要があると認めるときは、運営者が第2項各号のいずれにも該当しているかの確認を行い、該当していないことが認められた場合は、共催を承諾しないなどの措置をとるものとする。

(対象地)

第4条 対象地は、駅南広場、駅南2階ペデストリアンデッキ、駅北広場及び駅北自動車整理場とする。

(対象事業)

第5条 対象事業は、前条に規定する対象地を活用したイベント、マルシェ等、駅周辺の

賑わいの創出に寄与する事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

- (1) 運営者が利益等を他の運営者及び出店者に分配する事業
- (2) 個人の趣味に関する事業
- (3) 共益的、互助的又は親睦的な事業
- (4) 公序良俗に反する事業その他事業として適当でないと認められるもの
(実施可能時間及び期間)

第6条 第4条の対象地において対象事業を実施することができる時間は、午前7時から午後9時までとする。この場合において、運営者は対象事業を実施する日の午前5時から設営を行うことができ、午後11時までに退場しなければならない。

2 運営者が2日以上連続して対象地を利用する場合、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は原則3日間、平日を含む場合は7日間を上限とする。

3 運営者は、前項に規定する連続利用する場合、1日の事業が終わったときは、速やかに対象地を現状に復さなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(申込等)

第7条 共催の承諾を受けようとする運営者は、原則事業の実施予定日の2箇月までに、加古川市後援及び共催の承諾に関する要綱（平成30年4月1日市長決定）に基づく後援・共催申込書を市長に提出しなければならない。

2 共催の承諾決定後、市は道路管理者への道路占用許可申請及び警察への道路使用許可申請等を行うものとする。

(遵守事項)

第8条 運営者及び出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の実施にあたっては、火気の使用や食品衛生等について十分に留意するとともに、万一生じた事故等についてはすべて運営者の責任において処理すること。
- (2) 加古川市後援及び共催の承諾に関する要綱第9条に規定する事項
- (3) その他市長が必要と認めて指示する事項

(庶務)

第9条 この要綱に基づく事務は、企画部政策企画課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。